

みなみあいづ訪問看護ステーション運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、福島県病院局（以下、「本事業所」という。）が設置・運営するみなみあいづ訪問看護ステーション（以下、「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下、「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護、若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持を回復するものとする。

- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適正に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- 4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問看護に実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係との密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行なうとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行なうものとする。

(事業の運営)

第3条 本事業の運営を行なうにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下、「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行なうものとする。

- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行なうものとし、第三者への委託によって行わないものとする。
- 3 感染症や非常災害の発生においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 業務継続計画の策定
 - (2) 研修・訓練の実施

(3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業所の名称及び所在地) 事業を行なう名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福島県立南会津病院
みなみあいづ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 福島県南会津郡南会津町永田字風下 14-1

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 職員：保健師・看護師は常勤換算 2.5人以上（うち1人は常勤）を配置する。
訪問看護を担当する。
理学療法士・作業療法士又は言語療法士は必要に応じて配置する。
看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。
- (3) その他の職員：事務職員を1名以上（兼務可）配置する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次に定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までを営業日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (2) 介護保険利用者にあつては、訪問看護の指示書の他、居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。

- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療法士等が連携し一体的に含むものとして作成する。
- (4) 利用希望者に主治医がない場合は、訪問看護ステーションから医師会等に、主治医の選定及び調整を依頼する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状・障害、日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリ
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 居宅改善の相談・助言
- (12) 入退院（所）時の共同指導等

(利用料等)

第9条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行ない、同意を得るものとする。

(1) 医療保険

健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。

但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は自己負担とする。

2 本事業所は、基本料金のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として別途定める料金表の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 第5条第1項(1)で定めた営業日以外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合（医療保険の利用者のみとする） 1回あたり：1000円
- (2) 訪問看護と連続して行われる死後の処置 処置料：15500円
- (3) 医療保険の訪問看護に要した交通費 事業所からの距離（往復）：25円/km

3 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内

容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の実施地域)

第10条 通常の見問看護実施地域は、南会津町、下郷町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 訪問看護を行なっている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求め等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、町村、該当利用者の家族等（介護保険利用者の場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者）に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業所は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(衛生管理等)

第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理等を行なうとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針を整備する。
 - (2) 感染対策委員会へ出席し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 研修及び訓練を実施する。

(苦情処理)

第13条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする

- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に沿って必要な改善を行なうものとする。
- 3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に沿って必要な改善を行なうものとする。

(個人情報保護)

第14条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のためのカンファレンスの開催
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(カスタマーハラスメント)

第16条 本事業所の従業員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(その他運営についての留意事項)

第17条 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 本事業所の従業者は、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から福島県条例により5年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規定は、平成29年11月15日から施行する。
- 2 この規定は、一部改正し、平成6年4月1日から施行する。